



《会計・税務の知識》 決算対策(黒字化対策)

前回は、節税対策を中心に決算対策をご紹介しました。今回は決算対策のうち、黒字化対策の一部をご紹介します。

1. 費用処理ではなく資産計上

黒字化対策のオーソドックスな方法としては、費用処理できるものの資産計上です。

費用処理しているもののうち資産計上できるものがある場合には、資産計上することで黒字化に貢献します。

1	30万円未満の少額資産も全額償却処理せず、資産計上する
2	10万円未満の資産も経理の煩雑さ等も考慮したうえで資産計上を検討する
3	原材料、商品、製品等の計上漏れ(付随費用や単価誤り等)を確認する
4	パンフレット、ちらし、印紙、切手等で未使用のものを貯蔵品に計上する
5	地代家賃等で翌月分の費用を前払費用に計上する
6	保険料のうち資産計上部分がないか確認する
7	不動産購入時の不動産取得税、登録免許税を土地、建物に計上する

2. 経理処理の見直し

黒字化対策の二つ目は売上・費用計上したものの処理の見直しです。

また、減価償却方法の見直しなども黒字化に効果がある場合があります。

さらに、税効果会計を採用していない法人は、税効果会計を採用することで、税引き後の純損益が改善する場合があります。導入のために、将来の課税所得を予想するタックスプランニングをする必要があります。

8	売上計上もれの見直し
9	未払経費の計上確認(翌期の経費がないか)
10	減価償却方法、棚卸資産評価方法の見直し
11	特別償却ではなく税額控除の選択
12	役員給与を要件確認のうえ、減額検討
13	役員交際費の自主負担部分確認
14	役員などに対する貸付金の利息計上
15	繰延税金資産の計上の検討

3. 保険等解約

黒字化対策の三つ目は不要な生命保険契約などの解約です。解約返戻金が保険積立金を上回る場合には、黒字化に貢献します。

16	収入計上となる生命保険契約等の解約検討
17	倒産防止共済の解約検討

4. 含み益のある資産の売却

黒字化対策の四つ目は、含み益のある資産の売却です。資産について、含み益がある場合には、貸借対照表に計上されている簿価との差額が収入計上されます。

18	含み益のある資産の売却
----	-------------

5. 収益体質の見直し

黒字化対策の五つ目は収益体質の見直しです。この項目はもっとも本質的な部分であり、決算の直前では効果が出にくいものですが、実行が可能であれば抜本的な黒字化への改善が可能です。

19	会社全体で経費削減を実施する
20	給与・賞与などの賃金体系の見直し(売上の貢献度に応じた賃金体系か)
21	損益分岐点売上の引下げ検討(固定費・変動費率の減少、売上単価の増加が可能か)
22	売上債権回転率および棚卸資産回転率の向上、売上先の多様化(資金繰り改善による借入利子の減少)

6. おわりに

今回ご紹介したものは黒字化決算対策の一部です。他にも決算セールや、自社商品の社内セールの実施、助成金の受給検討、黒字会社との合併などさまざま考えられます。ただし、この中では決算直前では実行不可能なものや、効果の出にくいものもあります。

そのため、まずは会社の中・長期的な事業計画を立てた上で、毎期の決算利益予想と納税予想、毎月の予実管理をしっかりとした上で決算対策をすることが、健全な会社経営につながるのではないのでしょうか。

(担当：川田)